

富津市保育士養成修学資金貸付制度 Q&A

【指定保育士養成施設在学中】

Q. 貸付対象者はどんな人ですか。

A. 都道府県知事が指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」といいます。）に在学する人で、養成施設を卒業後、１年以内に富津市内の保育所等で保育士として保育業務（フルタイム勤務）に従事する意思のある人です。

Q. 所得制限はありますか。

A. 所得に関する制限等はありません。

Q. 保育士養成施設の要件はありますか。

A. 都道府県知事の指定保育士養成施設であれば、千葉県外でも構いません。ただし、養成施設を卒業後、富津市内の保育所等に勤務する意思があることが要件です。

Q. 利子は付されますか。

A. 無利子です。ただし、返還免除要件を満たさない場合などにより返還することとなり、期限までに返還しなかった場合は、遅延損害金が加算されます。

Q. 申請期間はいつですか。

A. 令和７年４月１日以降で、修学する養成施設の推薦があれば、申請は可能です。養成施設の推薦は、在学中の養成施設へお問い合わせください。

Q. 養成施設修学期間の途中年度から入学時まで遡って申請することは可能ですか。

A. 貸付期間は、申請した日の属する年度の４月から養成施設卒業月までです。年度をまたがって遡る申請はできません。

Q. 富津市外在住者は対象となりますか。

A. 市外にお住まいの人でも対象となります。ただし、養成施設を卒業後、富津市内の保育所等に勤務する意思があることが要件です。

Q. 休学する場合どうなりますか。

A. 休学期間中は、貸付けを停止することがあります。なお、復学した時は、速やかにご連絡ください。

Q. 留年した場合どうなりますか。

A. 貸付期間は、正規の修学期間としています。例えば、2年制の養成施設であれば、貸付期間の上限は2年間です。

Q. 連帯保証人は誰でもよいですか。

A. 成年で独立の生計を営む者としします。諸事情により親族等が連帯保証人となり得ない場合は、第三者を連帯保証人として立てることも可能です。

Q. 他の貸付制度との併用は可能ですか。

A. 富津市以外に所在する保育施設へ勤務することを要件とする貸付制度や他の職種に係る貸付制度等との併用はできません。

ただし、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会の実施する保育士修学資金貸付との併用は可能です。

Q. 貸付金はいつ支払われますか。

A. 原則として、4月・10月の年2回（半年払い）借受人名義の口座へ振込みます。なお、初年度は、貸付決定のタイミングにより支払時期や振込回数が異なる場合があります。また、2年度目以降でも「保育士養成修学資金借受人現況報告書」等、所定の書類提出を期限までに確認できない場合なども、原則と異なる場合があります。

【養成施設卒業後】

Q. 養成施設卒業後、１年以内に富津市内の保育所等に就職できない場合どうなりますか。

A. 返還免除の要件を満たさないため、５年以内に返還しなければなりません。

ただし、市内の保育所等における求人が全くないなど、やむを得ない状況であると市が認めた場合は、状況に応じて別途判断いたします。

Q. 富津市内の保育所等に就職し、５年間経過しないうちに退職した場合どうなりますか。

A. 返還免除の要件を満たさないため、５年以内に返還しなければなりません。

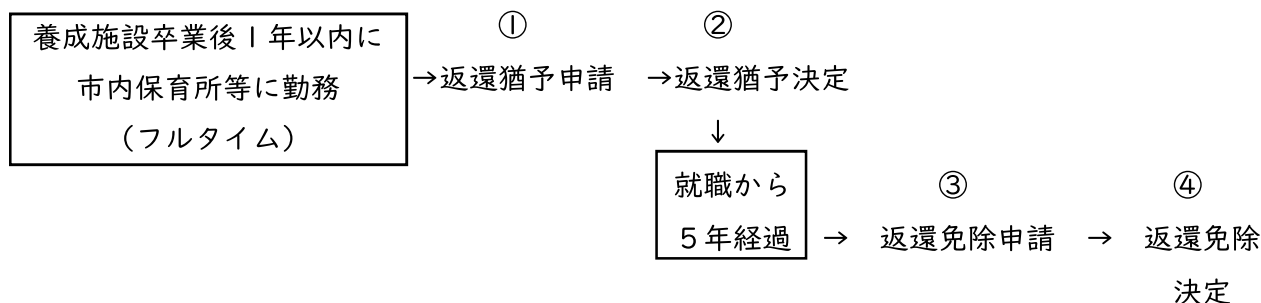
なお、市内保育所等から市内保育所等へ転職し、連続して５年間勤務する場合は返還免除となります。

Q. 富津市内の保育所等に就職し、５年以内に育児休業を取得した場合、その期間も返還免除要件の５年の一部としてカウントできるのでしょうか。

A. 返還免除要件を満たすためには、実労働期間が５年以上であることが必須となります。育児休業期間を除いてカウントし、５年以上勤務した場合、返還の免除となります。

Q. 養成施設卒業後、富津市内の保育所等に就職した場合、５年経過するまでは、返還するのでしょうか。

A. 保育士として市内の保育所等に勤務（フルタイム）している間は、返還を猶予することができます。返還免除が見込まれる場合、返還猶予を申請し、決定後、返還免除要件を満たした場合、返還免除の申請をすることで、返還免除となります。



Q. 返還免除となった場合、貸付金は課税対象となりますか。

A. 学資に充てるための貸付金の返還免除のため、非課税です。